

内閣参質二〇一第一二五号

令和二年六月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員牧山ひろえ君提出新型コロナウイルスの感染拡大を受けた経済支援策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員牧山ひろえ君提出新型コロナウイルスの感染拡大を受けた経済支援策に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「緊急対応期間」については、令和二年五月二十六日の記者会見において、加藤厚生労働大臣が同年九月末まで延長する旨述べているところである。

二について

御指摘の「失業手当」の意味するところが必ずしも明らかではないが、雇用保険制度においては、一定の要件を満たす求職者に対して、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十三条の規定に基づく基本手当の支給が可能であり、政府としては、こうした給付による支援を行っており、また、今般、新型コロナウイルス感染症の影響や雇用情勢の動向を踏まえ、基本手当の給付日数を延長できる措置を検討しているところである。

三について

御指摘の「様々な支援制度（政策金融）」及び「いずれも非常に申込が混み合っており、申請のための

面談を行うにも、かなりの日数の待ちが生じる状況」の意味するところが必ずしも明らかではないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰り支援を迅速に実行することは極めて重要である。このため、中小・小規模事業者等への融資手続の迅速化について、政府として累次にわたって株式会社日本政策金融公庫等に対し要請してきており、例えば、同公庫においては、休日の電話相談対応の実施、融資に係る提出書類の簡素化及び郵送・インターネットによる融資の申込みの推進を行うなど、迅速化のための取組が行われているところである。

また、融資窓口拡充の観点から、令和二年度一般会計補正予算（第一号）により、民間金融機関においても中小・小規模事業者等への実質無利子・無担保の融資を行うことができるよう措置し、令和二年五月一日から融資の受付が開始され、既に融資が実行されているところである。

政府としては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰りの状況を注視しつつ、必要な対策を講じてまいりたい。